



家きん飼養者 様

## 飼養衛生管理基準のポイント 第14号

令和3年7月21日

### ～Ⅱ-13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等」です。

(基準本文)

- 13 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く）

前回（項目12）に引き続き、「人」からの感染リスクを減らす対策の1つじゃ。

前は「リスクのある人そのものをいれない」というものじゃが、この項目は「農場に入る人のリスクを下げる事」が目的じゃよ。



この基準の内容は2つじゃ。

1つが「衛生管理区域の入口に消毒設備を備えること」。  
区域入口の記入台帳と一緒にアルコールスプレーを置いている農場が多いようじゃよ。



入場  
記録



アルコールは揮発しないように、それ以外の消毒薬なら汚れや希釈倍数に気をつけてな。せっかく消毒しても効果がなくなっていたらもったいないじゃろ。



立ち入る者が持参した消毒薬を使ってもらったり、農場内で手袋をする事で対応してもいいんじゃよ。



入口で  
消毒した？  
確認できてる？

2つ目は「確実に実施させること」  
じゃ。当たり前のことと思うかもしれ  
んが、皆がちゃんとやってるって、胸  
を張っていえるかの？



いや～、またせちゃったかな。入口で消毒してたら遅  
くなっちゃって（笑）  
消毒してるかいちいち聞いてはないけど、皆やってく  
れてると思ってるよ・・・。

あまり確認できておらんようじゃな。  
そこで、他の基準の項目と関連した対応が重要なんじゃ。  
I-4の項目（記録の作成・保管）を覚えているかな？

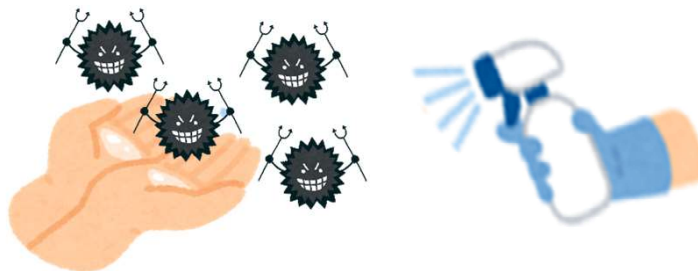


そうだった！この間、**入場記録**の用紙を見直して、  
「**手指消毒の実施の有無**」の項目を追加したんだった。  
それを確認すれば、きちんと消毒されているか確認で  
きるんだね。



そういえば、時々来る機械屋さんに、「今まで気づい  
てなかったけど、記録用紙に項目があるから、手指消毒  
するようになったよ」って言われたよ。

ほほう、早速対策の効果が出ているようじゃな。  
見直したかいがあったな。この調子じゃ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください  
岩手県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課  
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593  
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

